【規程番号　神女短Ｖ－013】

神戸女子短期大学における単位互換生受入規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子短期大学学則（以下「学則」という。）第 40 条の２に基づき、本学と単位互換に関する協定を結んでいる他の大学等の学生が本学における授業科目（以下「単位互換科目」という。）を履修する場合の、本学内における取扱いに関して必要な事項を定める。

（受入れ）

第２条　単位互換に関する協定に基づき、他の大学等に在学する学生が、単位互換科目の履修を希望するときは、教育上支障のない範囲内において、当該学生を受入れるものとする。

２　前項により受入れる学生は、本学内において開講する単位互換科目にあっては女子に限る。

（受入れ学生の身分）

第３条　前条により受入れる学生の身分は、単位互換生として取り扱う。

（受入れ期間）

第４条　受入れ期間は、当該単位互換科目の履修が継続する学期間とする。

（身分の消失）

第５条　当該学生が所属する大学（以下「所属大学」という。）において、休学、退学又は除籍等の学籍異動があった場合は、その異動日付をもって、単位互換生としての身分を失うものとする。

（単位互換科目）

第６条　履修できる単位互換科目は、別に定める。

２　単位互換科目の履修条件等は、本学の学生に準ずるほか別に定める。

（受入れ人数）

第７条　受入れ人数は単位互換科目毎に、別に定める。

（出願）

第８条　単位互換生として本学の単位互換科目の履修を希望し、所属大学の許可を得た者は、所定の期間内に、出願手続きを行わなければならない。

（選考）

第９条　前条の出願手続きを行った者に対して、必要に応じて選考を行うことがある。

（単位の認定等）

第 10 条　単位互換科目の試験、成績評価及び単位の授与は、本学の学生に準ずる。

２　本学において修得した単位互換科目の所属大学における単位の認定は、当該所属大学の定めるところによる。

（履修及び単位の取消）

第 11 条　次の各号の一に該当する場合、所属大学と協議の上、単位互換科目の履修の許可及び認定した単位を取消す場合がある。

(1) 履修授業の同一時間帯等に、本学又は所属大学の他の授業科目を履修していた場合。

(2) 所属大学の認定単位数の上限超過等の理由により、本学が当該単位互換科目を認定しない場合。

（3）その他、履修の許可及び単位認定の要件を満たしていなかった場合。

（成績の証明等）

第 12 条　成績及び単位修得の証明等は、原則として所属大学が行う。

（授業料等）

第 13 条　授業料の取扱いは以下のとおりとする。

（1）授業料は徴収しない。

（2）実習、実技等において特別にかかる費用については、実費を徴収することがある。

（規程の準用）

第 14 条　単位互換生には、この規程のほか、修業年限、卒業その他学籍異動、学位、資格及び授業料等に関する事項を除き、本学の学則及び規程等を準用する。

（所属大学内における取扱）

第 15 条　単位互換生の所属大学内における取扱いに関して必要な事項は､所属大学の定めるところによる。

（規程の改廃）

第 16 条　この規程の改廃は､教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う｡ただし､学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

1　この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2　神戸女子短期大学における神戸女子単位互換生受入規程は廃止する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。